

十和田湖特定環境保全公共下水道の管理に関する基本協定書（案）

青森県（以下「甲」という。）と十和田湖特定環境保全公共下水道の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、十和田湖特定環境保全公共下水道の管理に関し、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年3月青森県条例第6号。以下「通則条例」という。）第2条の規定に基づき、甲が乙に行わせる十和田湖特定環境保全公共下水道の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理施設）

第2条 乙が管理する十和田湖特定環境保全公共下水道の施設（設備等を含む。）の範囲（以下「管理施設」という。）は、別記1のとおりとする。

（管理業務）

第3条 乙は、十和田湖特定環境保全公共下水道の維持管理に関することその他十和田湖特定環境保全公共下水道の管理に関し必要な業務（以下「管理業務」という。）を実施することとし、その細目は別記2「管理業務仕様書」に定めるとおりとする。

2 乙は、十和田湖特定環境保全公共下水道の利用者の平等な利用を確保するとともに、十和田湖特定環境保全公共下水道の設置の目的の効果的かつ効率的な達成を図るなど、十和田湖特定環境保全公共下水道の適正な管理を確保するよう業務を実施しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法、通則条例、青森県公共下水道条例（平成3年3月青森県条例第2号。以下「施設条例」という。）、その他関係法令等のほか、この協定書、当該事業年度ごとに別に定める協定書（以下「年度協定書」という。）、第7条に定める年度事業計画書及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守するとともに、常に善良な管理者の注意をもって管理業務を行わなければならない。

2 乙は、管理施設を管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の許可を受けたときは、この限りでない。

3 乙は、管理施設の利用者の防災、避難等に対する第一次責任を有し、管理施設又は管理施設の利用者に事故、災害その他不測の事態が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 4 乙は、事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、乙が行う行政処分に関し、青森県行政手続条例（平成7年7月青森県条例第17号）の規定が適用されることに留意しなければならない。

（協定の期間）

第5条 この協定の期間は、乙が指定管理者に指定された期間である令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（事業年度等）

第6条 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 乙は、管理業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理し、当該管理業務に係る会計書類を毎事業年度終了後5年間保存するものとする。

（年度事業計画書）

第7条 乙は、事業年度ごとに次に掲げる事項を記載した年度事業計画書を作成し、当該事業年度の前事業年度の2月末日までに甲に提出するものとする。

- （1）管理運営の基本方針
- （2）管理運営に係る組織人員体制
- （3）管理業務の実施計画
- （4）管理業務の収支計画
- （5）その他甲が必要と認める事項

- 2 甲は、前項の規定により提出された年度事業計画書について必要があると認めるときは、乙に対してその変更を指示することができる。
- 3 乙は、第1項の規定により提出した年度事業計画書を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

（委託料）

第8条 甲は、乙に対して毎年度の予算の範囲内において、管理業務の実施に要する費用として委託料を支払うものとする。

- 2 前項の委託料の額及び支払方法は、別途年度協定書で定めるものとする。

（リスク分担）

第9条 管理業務のリスク分担については、別記3のとおりとする。

- 2 前項において、甲又は乙は、著しい物価変動等により委託料の額が不相当となったと認めら

れたときは、相手方に対して委託料の額の変更を請求することができ、変動後の委託料の額は甲乙協議して定める。

(乙が購入する備品の取扱い)

第10条 乙は、管理業務の実施に供するため備品（青森県下水道事業財務規則（令和2年3月青森県規則第34号）第59条第1項に規定する備品をいう。以下同じ。）を購入するときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

2 乙が前項により購入した備品の所有権は、甲に帰属するものとする。ただし、甲と乙が合意した場合はこの限りでない。

(委託等の禁止)

第11条 乙は、管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、乙は、あらかじめ甲の承認を受けたときを除き、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、管理業務に関して当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙の役員若しくは管理業務に従事している者又はこれらの者であった者は、管理業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、管理業務の実施により知り得た個人情報の取扱いについては、別記4「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報公開)

第14条 乙は、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）の趣旨にのっとり、管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等の公開に関する規程を定め、十和田湖特定環境保全公共下水道の管理に関して保有する情報の開示及び提供を行うものとする。

2 乙は、前項の規程を定めるときは、甲とあらかじめ協議するものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(定期報告書)

第15条 乙は、前月の管理業務に関し、別記5の表の左欄に掲げる報告事項を、それぞれ同表の右欄に定める報告期限までに甲に提出しなければならない。

(事業報告書)

第16条 乙は、毎事業年度終了後45日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から45日以内に当該事業年度の当該日までの間に係る事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 管理業務に関する経理の状況
- (3) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、令和11年度及び令和12年度が終了した日又は事業年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から45日以内に、管理業務の最終日（令和11年度にあっては3月末日）における管理施設機能の状況を記載した事業報告書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(管理業務の実施状況の聴取等)

第17条 甲は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、乙に対して、管理業務及びその経理状況に関し、随時報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第18条 乙の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難となったとき又はそのおそれが生じたときは、甲は、乙に対して措置を講ずべき事項及び期間を定めて、改善計画の提出及びその実施を求めることができる。

2 甲又は乙の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難になったときは、管理業務の継続の可否について、甲乙協議するものとする。

(指定の取消し等)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第17条の規定による報告の求め若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 関係法令、条例及び規則又はこの協定書の規定に違反したとき。

- (3) 関係法令、条例及び規則又はこの協定書に基づく甲の指示に従わないとき。
- (4) 前条第1項の規定による改善計画について、甲が指定する期間内に提出せず、又は当該期間内に実施することができなかったとき。
- (5) 乙の財務状況の著しい悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (6) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益となる活動を行う団体であると認められるとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められるとき。
- (8) 組織的な違法行為により著しく社会的信用を損なう場合など、乙に管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- (9) 乙から、指定管理者の指定の取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止について申出があったとき。
- (10) その他指定管理者として管理を継続させることが適当でないと認められるとき。

2 甲は、前項に規定する場合のほか、乙（第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、乙又はその支配人（乙が法人の場合にあっては、乙又はその役員若しくはその支店若しくは協定を締結する事務所の代表者）が次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 暴力団員であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは協定を締結する事務所の代表者）が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの協定に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの協定に係る下請

契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、甲が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

（指定の取消し等に伴う措置）

- 第20条 乙は、前条の規定により指定を取り消され、又は管理業務の停止を命ぜられたときは、甲の定めるところにより、甲が乙に支払った委託料の全部又は一部を返還しなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により、甲が乙に支払った委託料の全部又は一部を返還しなければならない場合において、これを甲の定める期日までに納付しなかったときは、当該期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付の額に年2.5パーセントを乗じて計算して得た利息を付した額を甲に納付するものとする。

（名称等の変更の届出）

- 第21条 乙は、その名称、所在地、代表者の変更があったときは、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

（違約金）

- 第22条 甲は、第19条の規定により指定を取り消したときは、当該指定を取り消した日の属する年度の年度協定書に規定する委託料の100分の5に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として乙から徴収する。
- 2 甲は、前項の違約金を、委託料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

（損害賠償義務）

- 第23条 乙は、その責めに帰すべき事由により管理施設を汚損し、き損し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はこれによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。
- 2 乙は、管理業務を行うに当たり、その責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、第19条第1項の規定により指定を取り消され、又は管理業務の停止を命ぜられたときは、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

（第三者の損害の負担）

- 第24条 乙は、管理業務を行うに当たり、乙の行為により管理施設の利用者その他の第三者に損害が生じたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- 2 乙は、乙が行う十和田湖特定環境保全公共下水道の管理に瑕疵があったことにより、管理施

設の利用者その他の第三者に損害が生じたときは、その賠償の責めを負うものとする。

3 前2項の場合における乙の責任分担の割合は、甲乙協議して定めるものとする。

4 前項の場合において、乙の行為又は管理により生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

(保険)

第25条 乙は、管理業務の実施に当たり、自己の負担により仕様書に定める保険に加入しなければならない。

2 乙は、前項の規定による保険に加入したときは、保険証券の写しその他の契約内容を証する書面を、遅滞なく甲に提出するものとする。

(管理施設の引渡し)

第26条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了し引き続き指定管理者に指定されなかったとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、管理施設を甲の指定する期日までに原状に回復して甲に引き渡さなければならない。ただし、甲と乙が合意した場合はこの限りでない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状を回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するための適当な措置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の措置に要した費用を負担しなければならない。

(管理業務の引継ぎ)

第27条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了し引き続き指定管理者として指定されなかったとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、十和田湖特定環境保全公共下水道の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者その他管理業務を引き継ぐ者に対して、甲が指定する期間内に管理業務の引継ぎを行わなければならない。この場合において、引継ぎの方法その他引継ぎに際し必要な事項については、別途協議するものとする。

2 乙は、前項に規定する引継ぎに要する費用を負担するものとする。

(権利譲渡等の制限)

第28条 乙は、この協定の締結によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(不当介入に係る報告・通報)

第29条 乙は、乙及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、甲及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

(管轄裁判所)

第30条 この協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(協議事項)

第31条 この協定書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

年 月 日

甲 上北県土整備事務所長

乙 (所在地)
(団体名)
(代表者職・氏名)

別記 1

管理施設の範囲

名称	所在地等
十和田湖浄化センター	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔字樽部 361-4
休屋第 1 汚水中継ポンプ場	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋 486
休屋第 2 汚水中継ポンプ場	十和田市大字奥瀬字十和田 480
宇樽部汚水中継ポンプ場	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔字樽部 86
子ノ口汚水中継ポンプ場	十和田市大字奥瀬字尻辺山 1
管渠・放流渠	十和田市内
備品	指定期間の開始時に上記施設に甲が備えているもの及び第 10 条の規定により、管理業務の実施に供するため乙が購入し、甲に帰属するもの。

別記 2

管理業務仕様書

I 管理業務の内容

乙が行う管理業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 運營業務

- ① 各業務の実施計画等の策定、業務の統括及び総合的管理に関すること。
- ② IIの要求性能基準に定められた性能の担保に関すること。
- ③ 管理施設の機能保持に関すること。
- ④ 管理施設に係る災害、事故等のリスク管理に関すること。
- ⑤ 関係機関、住民等との連絡調整等に関すること。

(2) 運転監視操作業務

- ① 各種設備及び機器の運転操作及び制御に関すること。
- ② 各種設備及び機器の調整及び整備に関すること。
- ③ 運転状況の監視及び記録に関すること。
- ④ 産業廃棄物管理票の発行管理に関すること。

(3) 保守点検業務

- ① 管理施設の巡視及び巡回に関すること。
- ② 管理施設の日常点検及び定期点検に関すること。
- ③ 各種設備及び機器の分解点検に係る消耗品（パッキン、ネジ等）の交換に関すること。
- ④ 給水設備の点検、保守及び法定検査受検に関すること。
- ⑤ 遠方監視制御装置の定期点検及び保守に関すること。
- ⑥ 消防設備の定期点検、保守及び法定検査受検に関すること。
- ⑦ 地下重油タンクの定期点検及び保守に関すること。
- ⑧ 空調設備の定期点検及び保守に関すること。

(4) 環境計測業務

- ① 運転管理上必要となる定期的な水質分析、汚泥性状分析等に関すること。
- ② 異常時における水質分析及び汚泥性状分析に関すること。
- ③ 分析結果の解析に関すること。
- ④ 分析結果の記録及び報告に関すること。
- ⑤ 化学薬品の保管及び管理に関すること。
- ⑥ 廃液の保管及び管理に関すること。

(5) ユーティリティ及び物品管理業務

- ① 業務遂行に必要な電力、水道、ガス、電話、燃料、消耗品、備品、薬品、資材、油脂類、分析器具、分析用薬品等の調達及び管理に関すること。
- ② 管理施設の照明器具等の部品の調達及び管理に関すること。

③ 管理施設の塗装用塗料、内外装品等の調達及び管理に関すること。

④ 購入物品の記録及び報告に関すること。

(6) 補修業務

① 1 件の価格が 50 万円以下（消費税込み）の修繕に関すること。

② その他甲が必要と認める修繕に関すること。

(7) 施設管理業務

① 管理施設の清掃に関すること。

② 管理施設の予防保全に関すること。

③ 管理施設の開錠及び施錠の確認に関すること。

④ 管理施設の緑地の管理に関すること。

(8) その他業務

① 災害等の緊急時の一次対応及び甲との協議に基づくその後の対応に関すること。

② この協定の締結時及び終了時における管理施設の機能確認に関すること。

③ 管理業務に係る引継事項の作成に関すること。

④ 住民への対応（折衝及び協議を除く。）に関すること。

⑤ 非常時及び臨時作業への協力に関すること。

⑥ 管理施設の見学者の対応及び安全管理に関すること。

⑦ 下水道の P R に関すること。

⑧ 甲が行う管理施設に係る増設、更新、補修工事等への協力（施設の運転調整、現場操作及び立会い等）に関すること。

⑨ 甲が行う管理業務に係る分析・調査等に必要な資料の提供に関すること。

⑩ その他管理施設の適正な運営及び管理に関し、必要と認められる業務に関すること。

II 要求性能基準

乙は、管理業務において、次の基準を満たさなければならない。

1 放流水質

	p H	BOD	SS	大腸菌数
基準値	5.8 以上 8.6 以下	15mg/1 以下	40mg/1 以下	800CFU/ml 以下

2 維持管理

この協定の終了時において、全ての管理施設が通常の運営を行うことができる機能を有し、この協定の締結時に確認した管理施設の状態に比し、著しい機能の低下、損傷及び劣化が認められない状態とすること。

3 その他

基本協定書第25条で定める保険については、指定管理者の自己負担により公益社団法人日本下水道協会の「下水道賠償責任保険」の契約類型3類型と同等もしくはそれ以上の保険に加入すること。

別記 3

リスク分担

項目	内容	負担者	
		甲	乙
物価変動	人件費、物件費等物価変動等に伴う経費の増加又は減少	○ ※1	○ ※1
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
十和田湖浄化センターに流入する下水の量の変動	十和田湖浄化センターに流入する下水の量の変動に伴う経費の増加		○
周辺地域、住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令その他の制度変更により生じた管理経費の増加	当該施設の管理・運営にのみ影響を及ぼす法令変更	○	
	上記以外		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、管理業務の継続に支障が生じた場合又は管理業務の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による経費の増加	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	協議	
施設、設備等の損傷	小破修繕（1 件当たり 5 0 万円以下の修繕）		○
	改築又は大規模修繕	○	
施設の火災保険加入		○	

※1 本協定の締結日を基準として、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料の額が不適當となったと認められるときは、甲乙協議の上、委託料の額を変更できる。

別記 4

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、十和田湖特定環境保全公共下水道の管理業務（以下、「管理業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該管理業務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(取得の制限)

第3 乙は、管理業務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、管理業務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第5 乙は、甲の十和田湖浄化センター内管理本館において、管理業務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 乙は、甲の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、管理業務を実施するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、管理業務に係る個人情報を当該管理業務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認がある場合を除き、管理業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、管理業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認がある場合を除き、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認により、同項の処理を乙が委託する場合は、乙は委託先（委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（委託先が再委託を行う場合以降も同様とする。）。

(資料等の返還等)

第9 乙は、管理業務を実施するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、管理業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知)

第10 乙は、管理業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該管理業務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

2 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

(実地調査の受入れ)

第11 乙は、管理業務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、甲が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記 5

定期報告書

報 告 事 項		報 告 期 限
1	水処理月報	翌月の 7 日まで
2	電気月報	翌月の 2 0 日まで
3	水質試験成績表	翌月の 2 0 日まで
4	汚泥試験成績表	翌月の 2 0 日まで
5	月間経理状況報告	翌月の 1 5 日まで。ただし、3 月分は、翌々月の 1 5 日まで。
6	保守点検結果報告書	翌月の 2 0 日まで
7	モニタリングに係る管理の業務に関する自己評価	実地調査時（1 0 月）及び事業報告書提出時
8	産業廃棄物処理計画及び実施状況報告書の提出	年 1 回（5 月末）
9	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく排出量等の届出	年 1 回（5 月末）
1 0	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に係る定期報告	年 1 回（5 月末）
1 1	地球温暖化対策の推進に関する法律に係る温室効果ガス排出量の報告	年 1 回（5 月末）
1 2	維持管理年報	年 1 回
1 3	事故等	直ちに
1 4	その他甲が必要と認める事項	適宜